

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	国民年金に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

徳島市長

公表日

令和7年9月1日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民年金に関する事務									
②事務の内容	徳島市における国民年金事務は、国民年金法、国民年金法施行令、及び国民年金法施行規則、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則のほか、地方自治法に基づく「国民年金市町村事務処理基準」の定めるところにより行う。 特定個人情報ファイルは、上記法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。）の規定に基づき、次の事務に使用する。 【国民年金市町村事務処理基準のうち】 ① 被保険者に関する事項 1 届書の受理 2 資格取得の届出 3 種別変更の届出 4 任意加入被保険者の資格取得の申出 5 資格喪失の届出 6 死亡の届出 7 任意脱退の届出 8 資格喪失の申出 9 氏名変更の届出 10 住所変更の届出 11 住所変更報告書 12 手帳の再交付の申請 13 日本国内に住所を有しない被保険者の届出 14 届書の送付又は報告 15 届書の再提出 ② 給付に関する事項および年金生活者支援給付金に関する事務 1 給付に関する請求書・申出書・届書又は申請書の受理裁定請求書の受付 2 現況届（または障害基礎年金・遺族年金所得状況連名簿）の受付 3 年金生活者支援給付金連名簿の受付 4 1～3の請求書等の送付 ③ 保険料に関する事務 1 申出書の受理 2 付加保険料納付の申出 3 付加保険料納付の辞退申出 4 付加保険料滞納等に伴う付加納付被保険者非該当 5 付加保険料納付該当の届出 6 付加保険料納付非該当の届出 7 中国残留邦人等の特例措置対象者該当の申出 8 保険料の免除に関する届出 9 保険料の免除理由消滅の届書 10 保険料免除及び若年者納付猶予の申請 11 保険料学生納付特例の申請 12 保険料免除及び若年者納付猶予の取消申請 13 納付特例不該当の届出 14届書の送付又は再提出 また、この事務処理基準に定められたもの以外に、厚生労働大臣及び厚生労働大臣より事務委託を受けた日本年金機構との協議により、被保険者に関する協力連携事務を行う。									
③対象人数	<table><tr><td>[10万人以上30万人未満]</td><td>＜選択肢＞</td><td></td></tr><tr><td></td><td>1) 1,000人未満</td><td>2) 1,000人以上1万人未満</td></tr><tr><td></td><td>3) 1万人以上10万人未満</td><td>4) 10万人以上30万人未満</td></tr></table>	[10万人以上30万人未満]	＜選択肢＞			1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満		3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満
[10万人以上30万人未満]	＜選択肢＞									
	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満								
	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満								

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	国民年金システム								
②システムの機能	1. 被保険者住基報告：被保険者の住所、氏名変更や死亡に関する情報を報告する。 2. 被保険者資格報告：被保険者の資格取得・喪失届を報告する。 3. 保険料届出報告：付加や任意加入の届けの報告、免除等申請者、配偶者および世帯主の所得を報告する。								
③他のシステムとの接続	<table><tr><td>[] 情報提供ネットワークシステム</td><td>[○] 庁内連携システム</td></tr><tr><td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td><td>[] 既存住民基本台帳システム</td></tr><tr><td>[○] 宛名システム等</td><td>[○] 税務システム</td></tr><tr><td>[○] その他</td><td>(社会保障関係システム)</td></tr></table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[○] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[○] 宛名システム等	[○] 税務システム	[○] その他	(社会保障関係システム)
[] 情報提供ネットワークシステム	[○] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[○] 宛名システム等	[○] 税務システム								
[○] その他	(社会保障関係システム)								

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	福祉年金システム
②システムの機能	無拠出障害基礎年金受給権者ならびに同世帯員の所得を報告する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()
システム3	
①システムの名称	新窓口対応システム(庁内連携システム)
②システムの機能	個人情報照会機能：個人情報のオンライン照会を行う。 (注)国民年金事務の特定個人情報に関する機能のみ記載。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 (社会保障関係システム)
システム4	
①システムの名称	個人・法人管理システム(宛名システム)
②システムの機能	1. 個人情報照会機能：個人情報の照会を行う。 2. 個人情報更新機能：個人情報の更新を行う。 3. 送付先管理機能：送付先の登録を行う。 (注)国民年金事務の特定個人情報に関する機能のみ記載。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 (社会保障関係システム)
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名		
国民年金関連情報ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	番号法別表の46、94、128の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、47条、68条の2	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		
6. 評価実施機関における担当部署		
①部署	健康福祉部 保険年金課	
②所属長の役職名	保険年金課長	
7. 他の評価実施機関		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
国民年金関連情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	徳島市に在住及び過去に在住していた国民年金第1号及び第3号被保険者本人、またはその配偶者および世帯主、または徳島市に在住している老齢福祉年金及び基礎年金受給者本人とその扶養義務者またはその世帯員。	
その必要性	被保険者資格については本人のみの情報提供。保険料免除等の審査については本人とその配偶者および世帯主の所得情報提供。老齢福祉年金の支給可否については本人とその扶養義務者の所得情報提供。年金生活者支援給付金の支給可否については本人とその世帯員の所得情報提供。	
④記録される項目	100項目以上 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()	
	その妥当性	・個人番号及びその他識別情報(基礎年金番号): 対象者を正確に特定するために保有 ・5情報及び連絡先: ①資格管理に際し住所等を確認するため、②本人への連絡等のために保有 ・地方税関係情報及びその他住民票関係情報: 保険料免除審査用、老齢福祉年金の受給判定用、年金生活者支援給付金の支給判定用に日本年金機構に送付するために保有 ・生活保護・社会福祉関係情報: 法定免除非該当による資格喪失処理のために保有 ・年金関係情報: 対象者の受給権確保(年金相談)に活用するため保有
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月	
⑥事務担当部署	健康福祉部 保険年金課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (住民課、市民税課、生活福祉第一課・第二課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()
③使用目的 ※		個人番号による本人確認及び基礎年金番号との紐付けを行い、年金相談、免除等の受付に使用。
④使用の主体	使用部署	健康福祉部 保険年金課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		【国民年金市町村事務処理基準のうち】 ① 被保険者に関する事項 1 届書の受理 2 資格取得の届出 3 種別変更の届出 4 任意加入被保険者の資格取得の申出 5 資格喪失の届出 6 死亡の届出 7 任意脱退の届出 8 資格喪失の申出 9 氏名変更の届出 10 住所変更の届出 11 住所変更報告書 12 手帳の再交付の申請 13 日本国内に住所を有しない被保険者の届出 14 届書の送付又は報告 15 届書の再提出 ② 給付に関する事項および年金生活者支援給付金に関する事務 1 給付に関する請求書・申出書・届書又は申請書の受理裁定請求書の受付 2 現況届(または障害基礎年金・遺族年金所得状況連名簿)の受付 3 年金生活者支援給付金連名簿の受付 4 1～3の請求書等の送付 ③ 保険料に関する事務 1 申出書の受理 2 付加保険料納付の申出 3 付加保険料納付の辞退申出 4 付加保険料滞納等に伴う付加納付被保険者非該当 5 付加保険料納付該当の届出 6 付加保険料納付非該当の届出 7 中国残留邦人等の特例措置対象者該当の申出 8 保険料の免除に関する届出 9 保険料の免除理由消滅の届書 10 保険料免除及び若年者納付猶予の申請 11 保険料学生納付特例の申請 12 保険料免除及び若年者納付猶予の取消申請 13 納付特例不該当の届出 14 届書の送付又は再提出
情報の突合		被保険者資格に関する情報は日本年金機構から送付される処理結果一覧と記録突合を行う。 受給者に関する情報は突合しない。(結果保存のみ)
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] （ 2 ） 件 <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	情報記録物管理業務	
①委託内容	国民年金被保険者資格記録情報の電子記録媒体による保管及び集配業務	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社NXワンビシアークाइブズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	電子計算システムの維持運用業務	
①委託内容	国民年金システム等の維持運用業務	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	テック情報株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	☐ 提供を行っている（ 1 ）件 ☒ 移転を行っている（ 4 ）件 ☐ 行っていない	
提供先1	日本年金機構	
①法令上の根拠	国民年金法第3条、国民年金法施行令第1条の2	
②提供先における用途	・被保険者異動情報の確認 ・保険料免除申請の審査及び決定 ・裁定請求の審査及び決定	
③提供する情報	・被保険者の異動に関する情報 ・保険料免除申請等に係る世帯所得情報 ・裁定請求に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・被保険者にかかる異動があった者 ・免除申請があった者 ・裁定請求を行った者	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☒ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☒ 紙	
⑦時期・頻度	週1回	
提供先2～5		
提供先6～10		
提供先11～15		
提供先16～20		
移転先1	徳島市 高齢介護課	
①法令上の根拠	①②徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（以下「番号法施行条例」という。）第2条第2項	
②移転先における用途	①福祉の措置に関する事務 ②保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務	
③移転する情報	国民年金被保険者の資格及び支給に関する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民年金被保険者であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者	
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

移転先2～5	
移転先2	徳島市 生活福祉第一課・第二課
①法令上の根拠	番号法施行条例第2条第2項
②移転先における用途	生活保護に関する事務
③移転する情報	国民年金被保険者の資格及び支給に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民年金被保険者であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先3	
徳島市 住民課	
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条11号
②移転先における用途	住民基本台帳関係事務
③移転する情報	国民年金被保険者の資格に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民年金被保険者であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	【徳島市における措置】 入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。サーバーへのアクセスは、ID・パスワードによる認証が必要となる。
7. 備考	
情報の原簿保管者は厚生労働大臣(日本年金機構)となっており、市町村では保管しない。	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙のとおり

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
国民年金関連情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・書面様式を決定する際、対象者以外の記載を求めないように設計する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	当評価対象システムからは国民年金関連情報ファイルのみアクセスでき、国民年金関連業務以外の業務に用いるファイルにはアクセスできないようにアクセス制御を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	評価対象システムを利用する必要がある職員、派遣者、委託先を特定し、個人ごとにユーザIDとパスワード認証及び生体認証による認証を行っている。
その他の措置の内容	システムへのログインからログアウトまでを記録し、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人及び操作端末まで特定でき、記録は7年間保存する。 また、操作ログの記録は、月1回セキュリティ責任者が検査・分析を行い、不正なアクセスがないことを確認する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	・目的外利用の禁止。 ・特定個人情報の照会・更新従業者の制限。 ・特定個人情報提供の禁止。 ・情報漏えいを防止するための保管管理責任を負う。 ・情報が不要になった時、又は要請があった時は、情報の返却又は消去などの必要な措置を講じる。 ・特定個人情報の取扱いについて検証し報告する。 ・必要に応じて、当市が委託先の現地調査を実施することができる。 ・再委託の原則禁止。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	委託先において特定個人情報ファイルの管理状況の検査を年1回以上実施し、書面にて本市に報告する。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・番号法の規定に基づき認められている特定個人情報の移転について、本業務では具体的にだれに対し何の目的で移転できるかを記載したマニュアルを整備し、マニュアルにしたがって特定個人情報の移転を行う。 ・また、個人情報保護の研修（年1回）を実施し、理解度チェックを行い、マニュアルを理解しているか確認する。	
その他の措置の内容	USBメモリ・CD等媒体への書き込みをシステム側で禁止する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2： 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない ☐ 十分に行っていない
具体的な方法	【徳島市における措置】 ①職員に対しては、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、研修台帳に記録を残す。 ②違反行為を行った者に対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては刑罰の対象となりうる。
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	徳島市 総務部 総務課 情報公開担当 770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152 徳島市 健康福祉部 保険年金課 庶務係 770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5155
②請求方法	徳島市個人情報保護条例に基づき、指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	徳島市 健康福祉部 保険年金課 庶務係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5155
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問い合わせであれば、その事実確認を行うために、標準的な処理期間を条例上に規定している。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年9月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月4日	評価書名	市町村における国民年金に関する事務	国民年金に関する事務	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	公表日	平成27年3月30日	平成28年3月4日	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	I 基本情報 -1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	市町村における国民年金に関する事務	国民年金に関する事務	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	I 基本情報 -1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③対象人数	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	I 基本情報 -4.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の62の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第47条番号法第9条第1項 別表第1の31の項、95の項 省令(未定)	番号法第9条第1項 別表第1の31、62、95の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第47条	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	I 基本情報 -6.評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 野口 武夫	保険年金課長 川原 正樹	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 -2.基本情報 ②対象となる本人の数	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 -2.基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月	平成28年1月	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 -3.特定個人情報の入手・使用 ①入手先	評価機関内の他部署(住民課、市民税課、保護課)	評価機関内の他部署(住民課、市民税課、生活福祉第一課・第二課)	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 -5.特定個人情報の提供・移転	移転を行っている(5件)	移転を行っている(4件)	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 -5.特定個人情報の提供・移転 移転先1	徳島市 保険年金課を削除	徳島市 介護・ながいき課(移転先2から)	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 -5.特定個人情報の提供・移転 移転先1①法令上の根拠	①番号法第9条第1項 別表第1の68の項 介護保険法 主務省令第50条 ②番号法第9条第2項 徳島市条例に記載予定	①②徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(以下「番号法施行条例」という。)第2条第2項	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 -5.特定個人情報の提供・移転 移転先1②移転先における用途	①介護保険料の賦課に関する事務 ②社会福祉法人等利用者負担軽減事業における対象要件の確認	①福祉の措置に関する事務 ②保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 -5.特定個人情報の提供・移転 移転先1③移転する情報	老齢福祉年金受給者に関する情報	国民年金被保険者の資格及び支給に関する情報	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 -5.特定個人情報の提供・移転 移転先1④移転する情報の対象となる本人の数	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 -5.特定個人情報の提供・移転 移転先1⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	老齢福祉年金受給者であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者	国民年金被保険者であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 -5.特定個人情報の提供・移転 移転先2	徳島市 介護・ながいき課(移転先1へ)	徳島市 生活福祉第一課・第二課(移転先3から)	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 -5.特定個人情報の提供・移転 移転先2①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の15の項 生活保護法 主務省令第15条	番号法施行条例第2条第2項	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 -5.特定個人情報の提供・移転 移転先2④移転する情報の対象となる本人の数	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 -5.特定個人情報の提供・移転 移転先3	徳島市 保護課(移転先2へ)	徳島市 子育て支援課(移転先4から)	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 -5.特定個人情報の提供・移転 移転先3①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の46の項 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 主務省令第37条	番号法施行条例第2条第2項	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 -5.特定個人情報の提供・移転 移転先3④移転する情報の対象となる本人の数	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 -5.特定個人情報の提供・移転 移転先4	徳島市 子育て支援課(移転先3へ)	徳島市 住民課(移転先5から)	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 -5.特定個人情報の提供・移転 移転先4④移転する情報の対象となる本人の数	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 -5.特定個人情報の提供・移転	徳島市 住民課	(削除)	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 -2.基本情報④記録される項目	(追加)	年金関係情報・免除・受付番号	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。

平成28年3月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 -2.基本情報④記録される項目 全ての記録項目 別添1特定個人情報ファイル記録項目 368	(追加)	年金関係情報・免除・免除該当月数	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成29年7月7日	Ⅲリスク対策 -3. 特定個人情報の使用 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	評価対象システムを利用する必要がある職員、派遣者、委託先を特定し、個人ごとにIDカードを割り当てるとともに、IDとパスワード及びPINコードによる認証を行っている。	評価対象システムを利用する必要がある職員、派遣者、委託先を特定し、個人ごとにユーザIDとパスワードによる認証及び生体認証による認証を行っている。	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成30年7月11日	I 基本情報 6.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保険年金課長 川原 正樹	保険年金課長	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日公布)の様式改正に伴う記載内容の変更
平成30年7月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 -5.特定個人情報の提供・移転 移転先1	徳島市 介護・ながいき課	徳島市 介護保険課	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成31年1月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件	[○] 提供を行っている (1) 件	事後	厚生労働省からの年金事務の概要の改定に伴う変更
平成31年1月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1		日本年金機構	事後	厚生労働省からの年金事務の概要の改定に伴う変更
平成31年1月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度		①法令上の根拠 : 国民年金法第3条、国民年金法施行令第1条の2 ②提供先における用途 : ・被保険者異動情報の確認 ・保険料免除申請の審査及び決定 ・裁定請求の審査及び決定 ③提供する情報 : ・被保険者の異動に関する情報 ・保険料免除申請等に係る世帯所得情報 ・裁定請求に関する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 : 1万人以上10万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 : ・被保険者にかかる異動があった者 ・免除申請があった者 ・裁定請求を行った者 ⑥提供方法 : [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] 紙 ⑦時期・頻度 : 週1回	事後	厚生労働省からの年金事務の概要の改定に伴う変更
令和1年6月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ④再委託の有無 ⑤再委託の許諾方法 ⑥再委託事項	④再委託する ⑤再委託先の会社名・所在地・業務内容・管理方法・セキュリティ対策等を明記した業務仕様書の承認により再委託を承諾している。 ⑥電子記録媒体の集配業務	④再委託しない ⑤削除 ⑥削除	事後	重要な変更にあたらない(リスクを明らかに軽減させる変更である)
令和1年6月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3	徳島市 子育て支援課 ①法令上の根拠 番号法施行条例第2条第2項 ②移転先における用途 児童扶養手当の支給に関する事務 ③移転する情報 国民年金被保険者の資格及び支給に関する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 国民年金被保険者であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者 ⑥移転方法 [○] 紙 ⑦時期・頻度 1回/月	移転先3を削除し、移転先4の内容を移転先3へ	事後	重要な変更にあたらない(リスクを明らかに軽減させる変更である)
令和1年6月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 ⑥移転方法	[○] 紙	[] 紙	事後	重要な変更にあたらない(リスクを明らかに軽減させる変更である)
令和2年9月16日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年3月10日	令和2年8月27日	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
令和3年9月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉部 保険年金課	健康福祉部 保険年金課	事後	重要な変更にあたらない(組織変更)
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	保健福祉部 保険年金課	健康福祉部 保険年金課	事後	重要な変更にあたらない(組織変更)
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 係田新要	保健福祉部 保険年金課	健康福祉部 保険年金課	事後	重要な変更にあたらない(組織変更)
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	徳島市 介護保険課	徳島市 高齢介護課	事後	重要な変更にあたらない(組織変更)
令和3年9月1日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	徳島市 保健福祉部 保険年金課 庶務係	徳島市 健康福祉部 保険年金課 庶務係	事後	重要な変更にあたらない(組織変更)
令和3年9月1日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	徳島市 保健福祉部 保険年金課 庶務係	徳島市 健康福祉部 保険年金課 庶務係	事後	重要な変更にあたらない(組織変更)
令和6年9月16日	I 基本情報 -4.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の31、62、95の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第47条	番号法別表の46、94、128の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、47条、68条の2	事後	法令改正による変更

令和6年9月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	株式会社ワンビシアークाइブズ	株式会社NXワンビシアークाइブズ	事後	重要な変更にあたらないため (社名等の変更による)
令和7年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・個人番号及びその他識別情報(基礎年金番号): 対象者を正確に特定するために保有 ・4情報及び連絡先:①資格管理に際し住所等を 確認するため、②本人への連絡等のために保有 ・地方税関係情報及びその他住民票関係情報:保 険料免除審査用、老齢福祉年金の受給判定用、 年金生活者支援給付金の支給判定用に日本年金 機構に送付するために保有 ・生活保護・社会福祉関係情報:法定免除非該当 による資格喪失処理のために保有 ・年金関係情報:対象者の受給権確保(年金相 談)に活用するため保有	・個人番号及びその他識別情報(基礎年金番号): 対象者を正確に特定するために保有 ・5情報及び連絡先:①資格管理に際し住所等を 確認するため、②本人への連絡等のために保有 ・地方税関係情報及びその他住民票関係情報:保 険料免除審査用、老齢福祉年金の受給判定用、 年金生活者支援給付金の支給判定用に日本年金 機構に送付するために保有 ・生活保護・社会福祉関係情報:法定免除非該当 による資格喪失処理のために保有 ・年金関係情報:対象者の受給権確保(年金相 談)に活用するため保有	事後	様式変更のため
令和7年9月1日	(別添1) 特定個人情報ファイル記録項 目	4情報	5情報 フリガナ	事後	重要な変更にあたらないため (戸籍法改正による)

別紙

	項目種別	項目種別	項目名	備考
1	5 情報	住民記録関連	氏名	
2	5 情報	住民記録関連	生年月日	
3	5 情報	住民記録関連	性別	
4	5 情報	住民記録関連	住所	
5	5 情報	住民記録関連	フリガナ	
6	住民記録情報	住民記録関連	異動事由	
7	住民記録情報	住民記録関連	異動日	
8	住民記録情報	住民記録関連	続柄コード	
9	住民記録情報	住民記録関連	住民日	
10	住民記録情報	住民記録関連	D V フラグ	
11	住民記録情報	住民記録関連	地区コード	
12	住民記録情報	住民記録関連	町村コード	
13	住民記録情報	住民記録関連	字コード	
14	住民記録情報	住民記録関連	郵便番号	
15	住民記録情報	住民記録関連	方書	
16	個人番号情報	個人番号情報	個人番号	
17	操作記録情報	操作記録関連	操作ログ	
18	年金関係情報	基本	記号番号	
19	年金関係情報	基本	記号	
20	年金関係情報	基本	番号	
21	年金関係情報	基本	C/D	
22	年金関係情報	基本	外人コード	
23	年金関係情報	基本	電話番号	
24	年金関係情報	基本	納付組合コード	
25	年金関係情報	基本	厚生年金番号	
26	年金関係情報	基本	厚年記号	
27	年金関係情報	基本	厚年番号	
28	年金関係情報	基本	配偶者情報	
29	年金関係情報	基本	配偶者公的年金制度	
30	年金関係情報	基本	配偶者公的年金番号	
31	年金関係情報	基本	配偶者氏名	
32	年金関係情報	基本	配偶者生年月日	
33	年金関係情報	基本	配偶者生年月日年号	
34	年金関係情報	基本	配偶者生年月日年	
35	年金関係情報	基本	配偶者生年月日月	
36	年金関係情報	基本	配偶者生年月日日	
37	年金関係情報	基本	到達年月	
38	年金関係情報	基本	到達年月年号	
39	年金関係情報	基本	到達年月年	
40	年金関係情報	基本	到達年月月	
41	年金関係情報	基本	転出日	
42	年金関係情報	基本	転出日年号	
43	年金関係情報	基本	転出日年	

	項目種別	項目種別	項目名	備考
44	年金関係情報	基本	転出日月	
45	年金関係情報	基本	転出日日	
46	年金関係情報	住民	住民コード	
47	年金関係情報	資格	資格種別	
48	年金関係情報	資格	資格取得情報	
49	年金関係情報	資格	資格取得区分	
50	年金関係情報	資格	資格取得事由	
51	年金関係情報	資格	資格取得原因	
52	年金関係情報	資格	資格取得年月日	
53	年金関係情報	資格	資格取得年月日年号	
54	年金関係情報	資格	資格取得年月日年	
55	年金関係情報	資格	資格取得年月日月	
56	年金関係情報	資格	資格取得年月日日	
57	年金関係情報	資格	資格取得届出日	
58	年金関係情報	資格	資格取得届出日年号	
59	年金関係情報	資格	資格取得届出日年	
60	年金関係情報	資格	資格取得届出日月	
61	年金関係情報	資格	資格取得届出日日	
62	年金関係情報	資格	資格喪失情報	
63	年金関係情報	資格	資格喪失区分	
64	年金関係情報	資格	資格喪失事由	
65	年金関係情報	資格	資格喪失原因	
66	年金関係情報	資格	資格喪失年月日	
67	年金関係情報	資格	資格喪失年月日年号	
68	年金関係情報	資格	資格喪失年月日年	
69	年金関係情報	資格	資格喪失年月日月	
70	年金関係情報	資格	資格喪失年月日日	
71	年金関係情報	資格	資格喪失届出日	
72	年金関係情報	資格	資格喪失届出日年号	
73	年金関係情報	資格	資格喪失届出日年	
74	年金関係情報	資格	資格喪失届出日月	
75	年金関係情報	資格	資格喪失届出日日	
76	年金関係情報	資格	3号未納情報	
77	年金関係情報	資格	3未区分	
78	年金関係情報	資格	3未終了年月	
79	年金関係情報	資格	3未終了年月年号	
80	年金関係情報	資格	3未終了年月年	
81	年金関係情報	資格	3未終了年月月	
82	年金関係情報	資格	3未納付年月日	
83	年金関係情報	資格	3未納付年月日年号	
84	年金関係情報	資格	3未納付年月日年	
85	年金関係情報	資格	3未納付年月日月	
86	年金関係情報	資格	3未納付年月日日	
87	年金関係情報	資格	3未届出日	

	項目種別	項目種別	項目名	備考
88	年金関係情報	資格	3 未届出日年号	
89	年金関係情報	資格	3 未届出日年	
90	年金関係情報	資格	3 未届出日月	
91	年金関係情報	資格	3 未届出日日	
92	年金関係情報	口座	口座申込年月日	
93	年金関係情報	口座	口座申込年月日年号	
94	年金関係情報	口座	口座申込年月日年	
95	年金関係情報	口座	口座申込年月日月	
96	年金関係情報	口座	口座申込年月日日	
97	年金関係情報	口座	口座区分	
98	年金関係情報	口座	口座金融機関	
99	年金関係情報	口座	金融コード	
100	年金関係情報	口座	支店コード	
101	年金関係情報	口座	口座種別	
102	年金関係情報	口座	口座番号	
103	年金関係情報	口座	地区コード	
104	年金関係情報	口座	住所コード	
105	年金関係情報	口座	町丁コード	
106	年金関係情報	口座	番地1コード	
107	年金関係情報	口座	番地2コード	
108	年金関係情報	口座	番地3コード	
109	年金関係情報	口座	方書	
110	年金関係情報	口座	口座名義人氏名	
111	年金関係情報	口座	口座開始年月	
112	年金関係情報	口座	口座開始年月年度	
113	年金関係情報	口座	口座開始年月年	
114	年金関係情報	口座	口座開始年月月	
115	年金関係情報	口座	口座終了年月	
116	年金関係情報	口座	口座終了年月年度	
117	年金関係情報	口座	口座終了年月年	
118	年金関係情報	口座	口座終了年月月	
119	年金関係情報	口座	口座異動事由	
120	年金関係情報	付加	付加区分	
121	年金関係情報	付加	付加開始年月日	
122	年金関係情報	付加	付加開始年月日年号	
123	年金関係情報	付加	付加開始年月日年	
124	年金関係情報	付加	付加開始年月日月	
125	年金関係情報	付加	付加開始年月日日	
126	年金関係情報	付加	付加開始届出日	
127	年金関係情報	付加	付加開始届出日年号	
128	年金関係情報	付加	付加開始届出日年	
129	年金関係情報	付加	付加開始届出日月	
130	年金関係情報	付加	付加開始届出日日	
131	年金関係情報	付加	付加終了年月日	

	項目種別	項目種別	項目名	備考
132	年金関係情報	付加	付加終了年月日年号	
133	年金関係情報	付加	付加終了年月日年	
134	年金関係情報	付加	付加終了年月日月	
135	年金関係情報	付加	付加終了年月日日	
136	年金関係情報	付加	付加終了届出日	
137	年金関係情報	付加	付加終了届出日年号	
138	年金関係情報	付加	付加終了届出日年	
139	年金関係情報	付加	付加終了届出日月	
140	年金関係情報	付加	付加終了届出日日	
141	年金関係情報	状態	状態区分	
142	年金関係情報	状態	状態該当年月日	
143	年金関係情報	状態	状態該当年月日年号	
144	年金関係情報	状態	状態該当年月日年	
145	年金関係情報	状態	状態該当年月日月	
146	年金関係情報	状態	状態該当年月日日	
147	年金関係情報	状態	状態該当届出日	
148	年金関係情報	状態	状態該当届出日年号	
149	年金関係情報	状態	状態該当届出日年	
150	年金関係情報	状態	状態該当届出日月	
151	年金関係情報	状態	状態該当届出日日	
152	年金関係情報	状態	状態取消年月日	
153	年金関係情報	状態	状態取消年月日年号	
154	年金関係情報	状態	状態取消年月日年	
155	年金関係情報	状態	状態取消年月日月	
156	年金関係情報	状態	状態取消年月日日	
157	年金関係情報	状態	状態取消届出日	
158	年金関係情報	状態	状態取消届出日年号	
159	年金関係情報	状態	状態取消届出日年	
160	年金関係情報	状態	状態取消届出日月	
161	年金関係情報	状態	状態取消届出日日	
162	年金関係情報	免除	免除区分	
163	年金関係情報	免除	免除該当年月日	
164	年金関係情報	免除	免除該当年月日年号	
165	年金関係情報	免除	免除該当年月日年	
166	年金関係情報	免除	免除該当年月日月	
167	年金関係情報	免除	免除該当年月日日	
168	年金関係情報	免除	免除該当届出日	
169	年金関係情報	免除	免除該当届出日年号	
170	年金関係情報	免除	免除該当届出日年	
171	年金関係情報	免除	免除該当届出日月	
172	年金関係情報	免除	免除該当届出日日	
173	年金関係情報	免除	免除消滅年月日	
174	年金関係情報	免除	免除消滅年月日年号	
175	年金関係情報	免除	免除消滅年月日年	

	項目種別	項目種別	項目名	備考
176	年金関係情報	免除	免除消滅年月日月	
177	年金関係情報	免除	免除消滅年月日日	
178	年金関係情報	免除	免除消滅届出日	
179	年金関係情報	免除	免除消滅届出日年号	
180	年金関係情報	免除	免除消滅届出日年	
181	年金関係情報	免除	免除消滅届出日月	
182	年金関係情報	免除	免除消滅届出日日	
183	年金関係情報	収納	収納年度	
184	年金関係情報	収納	収納年度年号	
185	年金関係情報	収納	収納年度年	
186	年金関係情報	収納	前納	
187	年金関係情報	収納	前納保険料コード	
188	年金関係情報	収納	前納納付1コード	
189	年金関係情報	収納	前納1収納日	
190	年金関係情報	収納	前納1収納日年号	
191	年金関係情報	収納	前納1収納日年	
192	年金関係情報	収納	前納1収納日月	
193	年金関係情報	収納	前納1収納日日	
194	年金関係情報	収納	前納納付2コード	
195	年金関係情報	収納	前納2収納日	
196	年金関係情報	収納	前納2収納日年号	
197	年金関係情報	収納	前納2収納日年	
198	年金関係情報	収納	前納2収納日月	
199	年金関係情報	収納	前納2収納日日	
200	年金関係情報	収納	納付テーブル	
201	年金関係情報	収納	納付保険料コード	
202	年金関係情報	収納	納付1コード	
203	年金関係情報	収納	納付1収納日	
204	年金関係情報	収納	納付1収納日年号	
205	年金関係情報	収納	納付1収納日年	
206	年金関係情報	収納	納付1収納日月	
207	年金関係情報	収納	納付1収納日日	
208	年金関係情報	収納	納付2コード	
209	年金関係情報	収納	納付2収納日	
210	年金関係情報	収納	納付2収納日年号	
211	年金関係情報	収納	納付2収納日年	
212	年金関係情報	収納	納付2収納日月	
213	年金関係情報	収納	納付2収納日日	
214	年金関係情報	収納	前納入金履歴	
215	年金関係情報	収納	前納1取扱区分	
216	年金関係情報	収納	前納1冊番	
217	年金関係情報	収納	前納2取扱区分	
218	年金関係情報	収納	前納2冊番	
219	年金関係情報	収納	前納不能フラグ	

	項目種別	項目種別	項目名	備考
220	年金関係情報	収納	入金履歴テーブル	
221	年金関係情報	収納	納付 1 取扱区分	
222	年金関係情報	収納	納付 1 冊番	
223	年金関係情報	収納	納付 2 取扱区分	
224	年金関係情報	収納	納付 2 冊番	
225	年金関係情報	収納	納付不能フラグ	
226	年金関係情報	検認	検認年度	
227	年金関係情報	検認	検認年度年号	
228	年金関係情報	検認	検認年度年	
229	年金関係情報	検認	検認テーブル	
230	年金関係情報	検認	検認 1 コード	
231	年金関係情報	検認	検認 2 コード	
232	年金関係情報	還付充当	還付充当フラグ	
233	年金関係情報	還付充当	還付レコード	
234	年金関係情報	還付充当	還付納付コード	
235	年金関係情報	還付充当	還付開始年月	
236	年金関係情報	還付充当	還付開始年月年号	
237	年金関係情報	還付充当	還付開始年月年	
238	年金関係情報	還付充当	還付開始年月月	
239	年金関係情報	還付充当	還付終了年月	
240	年金関係情報	還付充当	還付終了年月年号	
241	年金関係情報	還付充当	還付終了年月年	
242	年金関係情報	還付充当	還付終了年月月	
243	年金関係情報	還付充当	充当レコード	
244	年金関係情報	還付充当	充当納付コード	
245	年金関係情報	還付充当	充当元開始年月	
246	年金関係情報	還付充当	充当元開始年月年号	
247	年金関係情報	還付充当	充当元開始年月年	
248	年金関係情報	還付充当	充当元開始年月月	
249	年金関係情報	還付充当	充当元終了年月	
250	年金関係情報	還付充当	充当元終了年月年号	
251	年金関係情報	還付充当	充当元終了年月年	
252	年金関係情報	還付充当	充当元終了年月月	
253	年金関係情報	還付充当	充当先開始年月	
254	年金関係情報	還付充当	充当先開始年月年号	
255	年金関係情報	還付充当	充当先開始年月年	
256	年金関係情報	還付充当	充当先開始年月月	
257	年金関係情報	還付充当	充当先終了年月	
258	年金関係情報	還付充当	充当先終了年月年号	
259	年金関係情報	還付充当	充当先終了年月年	
260	年金関係情報	還付充当	充当先終了年月月	
261	年金関係情報	還付充当	還付充当金額	
262	年金関係情報	還付充当	還付充当届出日	
263	年金関係情報	還付充当	還付充当届出日年号	

	項目種別	項目種別	項目名	備考
264	年金関係情報	還付充当	還付充当届出日年	
265	年金関係情報	還付充当	還付充当届出日月	
266	年金関係情報	還付充当	還付充当届出日日	
267	年金関係情報	メモ	メモ内容	
268	年金関係情報	基礎	年金番号	
269	年金関係情報	基礎	年金番号C/D	
270	年金関係情報	基礎	年金番号区分	
271	年金関係情報	厚生年金	住民番号	
272	年金関係情報	厚生年金	記号番号	
273	年金関係情報	厚生年金	記号番号記号	
274	年金関係情報	厚生年金	記号番号番号	
275	年金関係情報	厚生年金	記号番号C／D	
276	年金関係情報	厚生年金	電話番号	
277	年金関係情報	厚生年金内容	厚年・共済番号	
278	年金関係情報	厚生年金内容	厚年取得日	
279	年金関係情報	厚生年金内容	厚年取得日年号	
280	年金関係情報	厚生年金内容	厚年取得日年	
281	年金関係情報	厚生年金内容	厚年取得日月	
282	年金関係情報	厚生年金内容	厚年取得日日	
283	年金関係情報	厚生年金内容	厚年喪失日	
284	年金関係情報	厚生年金内容	厚年喪失日年号	
285	年金関係情報	厚生年金内容	厚年喪失日年	
286	年金関係情報	厚生年金内容	厚年喪失日月	
287	年金関係情報	厚生年金内容	厚年喪失日日	
288	年金関係情報	厚生年金内容	異動年月日	
289	年金関係情報	厚生年金内容	異動年月日	
290	年金関係情報	厚生年金内容	異動年月日	
291	年金関係情報	厚生年金内容	異動年月日	
292	年金関係情報	厚生年金内容	異動年月日	
293	年金関係情報	厚生年金内容	ソートコード	
294	年金関係情報	厚生年金内容	理由コード	
295	年金関係情報	厚生年金内容	制度コード	
296	年金関係情報	厚生年金内容	健康保険証番号	
297	年金関係情報	厚生年金内容	入力年月日	
298	年金関係情報	厚生年金内容	入力年月日年号	
299	年金関係情報	厚生年金内容	入力年月日年	
300	年金関係情報	厚生年金内容	入力年月日月	
301	年金関係情報	厚生年金内容	入力年月日日	
302	年金関係情報	厚生年金内容	送付コード	
303	年金関係情報	厚生年金内容	送付回数	
304	福祉年金関係情報	福祉年金関連情報	基礎年金番号	
305	福祉年金関係情報	福祉年金関連情報	更新回数	
306	福祉年金関係情報	福祉年金関連情報	支払開始年月	
307	福祉年金関係情報	福祉年金関連情報	保管コード	

	項目種別	項目種別	項目名	備考
308	福祉年金関係情報	福祉年金関連情報	支給区分	
309	福祉年金関係情報	福祉年金関連情報	障害等級	
310	福祉年金関係情報	福祉年金関連情報	送付先区分	
311	福祉年金関係情報	福祉年金関連情報	処理年月	
312	福祉年金関係情報	本人所得情報	本人__入力区分	
313	福祉年金関係情報	本人所得情報	本人__無収入区分	
314	福祉年金関係情報	本人所得情報	本人__所得	
315	福祉年金関係情報	本人所得情報	本人__社会保険料	
316	福祉年金関係情報	本人所得情報	本人__その他医療	
317	福祉年金関係情報	本人所得情報	本人__控除対象配偶者（扶養人数）	
318	福祉年金関係情報	本人所得情報	本人__その他（扶養人数）	
319	福祉年金関係情報	本人所得情報	本人__老人（扶養人数）	
320	福祉年金関係情報	本人所得情報	本人__同居老人（扶養人数）	
321	福祉年金関係情報	本人所得情報	本人__障害（扶養人数）	
322	福祉年金関係情報	本人所得情報	本人__特別障害（扶養人数）	
323	福祉年金関係情報	本人所得情報	本人__障害（本人該当）	
324	福祉年金関係情報	本人所得情報	本人__特別障害（本人該当）	
325	福祉年金関係情報	本人所得情報	本人__老年者（本人該当）	
326	福祉年金関係情報	本人所得情報	本人__寡婦（本人該当）	
327	福祉年金関係情報	本人所得情報	本人__勤労学生（本人該当）	
328	福祉年金関係情報	本人所得情報	本人__再調査区分	
329	福祉年金関係情報	本人所得情報	本人__判定	
330	福祉年金関係情報	配偶者所得情報	配偶者__入力区分	
331	福祉年金関係情報	配偶者所得情報	配偶者__無収入区分	
332	福祉年金関係情報	配偶者所得情報	配偶者__所得	
333	福祉年金関係情報	配偶者所得情報	配偶者__社会保険料	
334	福祉年金関係情報	配偶者所得情報	配偶者__その他医療	
335	福祉年金関係情報	配偶者所得情報	配偶者__控除対象配偶者（扶養人数）	
336	福祉年金関係情報	配偶者所得情報	配偶者__その他（扶養人数）	
337	福祉年金関係情報	配偶者所得情報	配偶者__老人（扶養人数）	
338	福祉年金関係情報	配偶者所得情報	配偶者__同居老人（扶養人数）	
339	福祉年金関係情報	配偶者所得情報	配偶者__障害（扶養人数）	
340	福祉年金関係情報	配偶者所得情報	配偶者__特別障害（扶養人数）	
341	福祉年金関係情報	配偶者所得情報	配偶者__障害（本人該当）	
342	福祉年金関係情報	配偶者所得情報	配偶者__特別障害（本人該当）	
343	福祉年金関係情報	配偶者所得情報	配偶者__老年者（本人該当）	
344	福祉年金関係情報	配偶者所得情報	配偶者__寡婦（本人該当）	
345	福祉年金関係情報	配偶者所得情報	配偶者__就労学生（本人該当）	
346	福祉年金関係情報	配偶者所得情報	配偶者__再調査区分	
347	福祉年金関係情報	配偶者所得情報	配偶者__判定	
348	福祉年金関係情報	義務者所得情報	義務者__入力区分	
349	福祉年金関係情報	義務者所得情報	義務者__無収入区分	
350	福祉年金関係情報	義務者所得情報	義務者__所得	
351	福祉年金関係情報	義務者所得情報	義務者__社会保険料	

	項目種別	項目種別	項目名	備考
352	福祉年金関係情報	義務者所得情報	義務者__その他医療	
353	福祉年金関係情報	義務者所得情報	義務者__控除対象配偶者（扶養人数）	
354	福祉年金関係情報	義務者所得情報	義務者__その他（扶養人数）	
355	福祉年金関係情報	義務者所得情報	義務者__老人（扶養人数）	
356	福祉年金関係情報	義務者所得情報	義務者__同居老人（扶養人数）	
357	福祉年金関係情報	義務者所得情報	義務者__障害（扶養人数）	
358	福祉年金関係情報	義務者所得情報	義務者__特別障害（扶養人数）	
359	福祉年金関係情報	義務者所得情報	義務者__障害（本人該当）	
360	福祉年金関係情報	義務者所得情報	義務者__特別障害（本人該当）	
361	福祉年金関係情報	義務者所得情報	義務者__老年者（本人該当）	
362	福祉年金関係情報	義務者所得情報	義務者__寡婦（本人該当）	
363	福祉年金関係情報	義務者所得情報	義務者__勤労学生（本人該当）	
364	福祉年金関係情報	義務者所得情報	義務者__再調査区分	
365	福祉年金関係情報	義務者所得情報	義務者__判定	
366	福祉年金関係情報	福祉年金関連情報	福祉年金・記号番号	
367	年金関係情報	免除	受付番号	
368	年金関係情報	免除	免除該当月数	